

○岩手県警察交通巡視員の服制および服装に関する訓令の全部改正について

平成 7 年 3 月 30 日

岩警発第 306 号

警 察 本 部 長

通達の概要

この訓令改正は、服装改正に伴い、岩手県警察交通巡視員の服制および服装に関する訓令（昭和 45 年岩手県警察本部訓令第 18 号）の全部を改正し、新たに岩手県警察交通巡視員の服制に関する訓令を制定し、4月1日から施行することとし、その適正な運用に必要な事項を定めたもの。